

環境変化・販路開拓支援等事業のご案内 (第2回募集<最終>)

中央会では、会員組合を対象に平成30年度環境変化・販路開拓支援等事業の実施組合を募集しています。

中小企業及び小規模事業者が経営力を向上し、収益を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、厳しい経営環境の変化に柔軟に対応し、新たな市場に向けて行う情報発信や販路の開拓・拡大、ブランド化など市場開拓や販売促進に向けた取り組みが不可欠です。

そこで、本事業により、中央会会員組合の販路開拓等を図るために実施する取組に対して支援を行います。

1. 事業内容

販路開拓等を図るために行う特徴的又は先進的な事業、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちからより緊急度の高い取組、先進的な取組、波及効果及び横展開が高い取組。

2. 補助対象者

本事業の補助対象となる組合等は、奈良県中央会の会員である、次の種類及び要件を備えているものです。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1) 事業協同組合（連合会を含む） | 2) 事業協同小组合（連合会を含む） |
| 3) 商店街振興組合（連合会を含む） | 4) 企業組合 |
| 5) 協業組合 | 6) 商工組合（連合会を含む） |

(2) 前記(1)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合。

3. 補助対象組合の要件

(1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。

(2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。

(3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国や県等から助成を得ていないこと。

(4) 組合等の財政が健全であること。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。

4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

補助金額総額は1,500千円(税抜)。1件当たりの補助金額は1,000千円(税抜)を上限(下限額は100千円(税抜))とし、補助対象経費総額(税抜)の2/3以内を助成します。(採択組合数によっては1組合当たりの補助金額が申請額より減額される場合があります。)

(2) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借料、借損料、雑役務費、通信運搬費、委託費

5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成31年3月15日まで

6. 受付期間・申請書類の提出

平成30年7月23日（月）～7月31日（火）まで受付。

申請を希望される組合には、応募書類等を送付致しますので、下記までご連絡下さい。

問い合わせ 奈良県中小企業団体中央会 業務部

電話0742-22-3200 FAX 0742-26-0125